

第12日目（6月16日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第5号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書、及び日程第2、請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、以上2件を一括議題といたします。2件について、総務文教委員長・寺口友彦君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました案件についての審査報告を行います。

期日は令和5年6月7日水曜日、委員の出席は7名全員であります。議長からも出席をいただきました。

まず、請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書についてであります。紹介議員であります中沢議員から出席いただき、説明いただきました。その後、質疑を行いました。その中でも、取引から排除をされるというふうに決めつけているがどうなのかと。これに対して、言い切ったのは言い過ぎかもしれないが、可能性が高いというふうに言い換えさせてもらうという質疑応答がございました。

質疑を打ち切り、討論を行いました。賛成討論1名、反対討論2名。討論を打ち切り、採決を行いました。採決は起立によって行い、賛成者1名。よって、賛成少数により、請願第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書についてであります。紹介議員であります梅沢議員から出席いただき、説明いただきました。その後、質疑を行いました。質疑はありませんでした。質疑を閉じ、討論を行いました。討論はありませんでした。討論を閉じ、採決を行いました。賛成者全員。よって、請願第4号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君　日本共産党を代表し、請願第3号「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書に、賛成の立場で討論に参加します。

請願趣旨にあるとおり、多くの中小零細業者は物価高騰が続く下で、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいます。そうした業者の中には現在、消費税の免税業者となっている個人事業主、フリーランス、小規模農家など、加えてシルバー人材センターまでもが含まれていますが、インボイス制度が実施されれば、こうした多種多様な、しかも細かなちよつとした仕事の依頼に応じてもらえるような業者や個人が、課税業者となるか、廃業するかを選択を迫られることになると懸念されています。

消費税は付加価値税であり、本来、免税業者があることがおかしい。インボイス制度はそうした免税業者にも適正に税を払ってもらおうという、極めて当然な制度なのだという主張もあります。一見、正論のようですが、果たしてそうでしょうか。そうであるなら、消費税制度を導入したときに、免税制度などを設ける必要はなかったはずです。

免税制度を設けたのは、売上げ1,000万円以下の業者——消費税を最初に導入した当初は3,000万円以下だったものを、対象範囲を1,000万円以下まで狭めたわけですが、そうした業者は力関係からして価格に消費税分を転嫁することが難しく、そういう業者にまで消費税を課したら、経営が立ち行かなくなるからにほかなりません。そのことを抜きにして課税業者にするということは、筋が通りません。

しかも、免税業者といっても、実際は全く消費税を払っていないわけではありません。経営を維持するための経費には消費税が含まれていますから、ちゃんとその分の消費税は払っているのです。ぎりぎりのところで経営を維持し、経済を支える役割もちゃんと果たしている免税業者を排除することになるインボイス制度は中止しかありません。

インボイス制度実施によって、これまで免税業者だったところだけでなく、既に消費税課税業者であるところも、経理実務が複雑かつ増大するだけでなく、良好な仕事関係にあった免税業者との取引も変更せざるを得なくなり、これまでスムーズにできていた仕事がかたく回らなくなるということにもつながりかねません。

免税業者にとっても課税業者にとっても、インボイス制度の実施は、一つは税負担が増えることに加え、経理実務の負担も大幅に増えることになる。二つはお互いにとって有益であるからこそ、長年積み上げてきていた取引関係が壊されかねないという懸念があります。よって、このインボイス制度の導入は免税、課税のどちらの業者にとっても有害、または無益としかいえません。

様々な中小企業団体や税理士団体が凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施を踏み切ることに懸念の声が上がっていることを考えても、南魚沼市議会として、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国へ提出することが望ましいと考えます。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

22 番・関常幸君。

○関 常幸君 おはようございます。請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求め」意見書を国に提出することを求める請願書に、反対の立場で討論に参加いたします。

5月の半ば頃に、小千谷税務署から私宛てに通知が来まして、確定申告か何かの通知なのかと思って中を見ましたら、このインボイス制度。なかなか聞き慣れない言葉だけれども、前に何か聞いたことがあるというような印象を第一に受けました。そして数日後に岡村雅夫さんが私の家に来て、内容を見たらこの内容でありまして、ぜひ紹介議員になってもらいたいというふうな趣旨で、私はおりませんでしたので、女房にこの中身の趣旨の話をして、「お父さん、大変なことになるから紹介議員になってよね」と、そんな話をもらいました。

私は岡村議員と——岡村議員は共産党員でありましたので、本当にこの議場ではけんけんがくがく、岡村議員の主張に、政策にはなかなか同意することができないことがほとんどでしたが、いざ議場を出ると一緒に飲み交わしながら、そういう本当に人間味のある岡村さんでありましたので、内容をつぶさに検証しながら、こういう改正のものなども勉強させていただきました。

そういう中で、改めてインボイス制度——令和元年10月に消費税が10%になるときに、食品等を軽減税率ということで2%落とししました。その2%部分は約1兆円に当たるのです。皆さんも分かりますように、消費税は医療とか年金、介護の社会給付金、そして少子化対策等に使われる目的税であります。それが1兆円減るわけでありまして、その財源の一部に充てるということが消費税導入のときに決められてきて、今日こうなっております。

1兆円というと、収入の部分で、このインボイス制度で約2,500億円ぐらいです。確かたばこ税、もう一つの税で合わせて5,000億円ぐらい。そして支出も抑えて1兆円を確保して、そして福祉をしっかりとやっていこうというのがこの制度の目的であるわけでありまして。本当に今賛成討論をいたしましたが見るとなるほどと思うと、やはり経過とか基本のところをしっかりと押さえておかないと難しい、駄目なのではないかと。私も当初、岡村さんは共産党ですので、うーんと思って——ちょっと表現は悪いですけども、ちょっと出るところが…インボイス制度、違っているのではないかと、そんな気がしてよく精査してみたんですけども、そういう理由なのです。

そして提案にありますように、税制で商売を潰すなど。税制で商売を潰せば、それは本末転倒であります。商売が続いてこそ、税金が入ってくるわけでありまして。だから、このインボイス制度は本当にそういうふうな制度ではないわけでありましてし、消費税導入、令和元年にしたときに、そういう中での位置づけで今日来ているわけでありまして。ぜひ、議員の皆さんからもこの請願については、反対のほうをよろしく願います。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　おはようございます。請願第3号「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書に、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど、反対討論者が政党の名前とか紹介した人の個人名とか、そういったものを出して討論に立つというのは、私はちょっと違うと思っておりまして、この意見書がどういう形で市民に影響を与えるのかという部分で、私は討論に参加したいと思います。

これ、僕はすごく悩みました。かなり悩みました。賛成は、公平公正なものを求める。反対の人たちは、現実的に1,000万円以下の人たちにとっては負担が増になるという、この現実と理想の部分のはざまなのですけれども、私はこちらの現実の部分を取ると。今、物価高騰で、特に中小企業やフリーランスの人たちが厳しくなっている中、この負担増に関しては一旦中止をさせていただいて、もう少し事務負担の軽くなる方向で、公平な負担を求めていくような方向に持っていけないかと思います。

そもそも何をもちて公平か公正かというのは、その人にとって全然違います。例えば、南魚沼市の水道料金なんて物すごく不公平です。全く使わなくても、物すごく高い基本料金が課せられている。一方で、物すごく使う人には単価が安くなっているわけです。全く不公平なものに関して皆さんは、これまでずっと多くの皆さんは賛成されてきた。

そして、今回これが来たときに、公平公正な税制でしっかり皆さんから負担を求めようということは、ちょっと私は何をもちて——その時々によって公正公平という定義というのは、その人によって違いますから、1,000万円以下の中小企業、そしてこれから起業しようとする若者たちを支えようという思いで、今回はこの請願書には賛成です。

もう少しちょっと準備をして——準備期間があったといえればあったのかもしれないけれども、もう少し事務負担の軽くなるようなやり方でもいいのかとも思いますので、一旦、中止を求める請願書に関しては、賛成の立場で討論に参加させていただきました。

○議長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長　長　採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第3号「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書、本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○議 長 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

○議 長 日程第3、請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書を議題といたします。産業建設委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に付託されました、請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書について、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、南魚沼市議会会議規則第110条並びに第143条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

審査の状況であります。期日は令和5年6月6日、委員の出席状況は7名全員の出席、議長にも出席いただきました。最初に紹介議員より趣旨説明を行っていただき、その後、質疑に入りました。

賃金を上げるための経済モデルはあるのかといった質疑がありました。討論は、賛成討論が2名、反対討論が4名でした。起立による採決に移り、賛成2名、反対4名で、この請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都府県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書に、賛成の立場で討論に参加します。

請願の趣旨のとおり、最低賃金には都道府県により大きな差があり、最高の東京都と最低の10県では219円もの差があり、年収に換算すると40万円にも及びます。これでは東京への人口の一極集中を避けることはできません。

一方、最低生計費試算調査では、全国どこでも月額24万円以上、時給換算では1,500円以上必要だと明らかにしています。8時間働けば人間らしく暮らせる社会の実現には、最低賃金の大幅な引上げが必要です。世界的にみても日本の平均時給961円は、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ・ニューヨーク州などの5割から6割にしかありません。お隣の韓国は時給1,010円となり、抜かれてしまいました。

最賃の引上げには、中小零細業者の負担を懸念する声もありますが、政府も賃上げの推進を求めており、社会保険料の減免に対する支援を含む賃上げを後押しする支援を強化することによって実現は可能です。最賃の引上げは、地域経済を豊かにし、経済の発展にもつながり、経済の好循環をもたらします。そのことによる税収増も期待でき、いいことづくめの施策であります。何よりも政府も必要だと認めています。政府の背中を押す意味からも、大勢の皆さんの賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都府県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書に、南魚みらいクラブを代表して反対の立場で討論に参加いたします。

賃金を上げることには反対するものではありません。しかしながら、事業主の実情を考えると、とても現実的ではなく、逆に雇用の不安を大きく感じます。なぜなら、最低賃金1,500円を目指すことは、社会保険料、雇用保険、有給5日付与の義務化、福利厚生費を考えると1.5倍近い負担が考えられます。とても今の実態に合いません。生産性の伴う対象には当然、給与を上げることは理解できます。また、同一労働同一賃金からも退職金制度の考慮も考えなければいけません。したがって、一律の最低賃金の無理を感じます。地域差については生活環境が違うわけであり、当然、最低賃金の一律は正当性がなく矛盾を感じます。

以上のことから、今回の請願に対しては反対といたします。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最低賃金の改善を求める請願書、請願第2号に、反対の立場で討論に参加

させていただきます。

最低賃金を上げたいという思いは共有するのですが、上げろ、上げろというだけではなくて、どういった経済モデルなら上がるのかという部分で議論すべきだと思います。日本の賃金は、ほかの国と比べてなかなか上がってきていない状況がある。理由の一つが、これまでの日本の議論というのは、最低賃金を上げろ、上げられない、上げろ、上げられない。そうではなくて、どういった経済モデルなら上がっていくのかという、その部分の議論が私は欠けているように思っているのも、もし最低賃金を上げたいというふうに請願されるなら、どういったモデルなら賃金が上がるのかという、そのモデルを示すべきではないのかと思います。

私たちは市議会議員ですから、例えば南魚沼市の賃金はどうやったら上がるのでしょうか。皆さん議場で、どこまで南魚沼市内の企業の賃金が上げられるのかと、どこまで皆さん議論をされてきたか、この議場で。例えば、指定管理者制度、私は公募をすれば新しい経済モデル、新しいモデルがどんどん出てくるのではないかと。ビジネスアイデアが出てくるのではないかとずっと討論してきましたけれども、ほとんどの議員の方たちは、公募せずに、特定の事業者指定管理を任せることに賛成されてきました。そういったことだと思うのです。

どうやって新しいアイデアを受け入れるか、そして発掘していくかというのを、日々、私たちの議員活動で示さなければいけない。そこから賃金は上がっていくと思うのです。自分の常識を人に押しつけていないか、新しいアイデアを受け入れようとどれだけしているか。そういった部分から、この議場で皆さんと新しいビジネスアイデア、南魚沼市の新しい経済の在り方をもっと議論していきたい。

そして、賃金が安いから都市に流れていくという議論がありましたけれども、今1ドル140円ぐらいなのです。これは何が起きているかという、海外にアルバイトをしに行っている人が結構増えているのです。だって、海外に行ったらもう賃金がすごい上がりますから。だから、確かに地方から都市部に流れるかもしれないけれども、こういった議論を——どういった経済モデルが、賃金が上がるかというこの議論をしないことによって、日本の賃金がずっと・・・あることによって、海外に人材が流出しているのかもしれないという部分までしっかり考慮していただいて、こういった請願を出していただけると大変いいのかと思います。そういう意味で、今回の請願書には反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第2号 「新潟

の最賃は信越・北陸・関東 13 都県中 12 位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第 2 号は不採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について、提出者として説明を申し上げます。

先ほどこの本会議におきまして、請願第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書が、全会一致で採択されたことを受けての意見書提出であります。

以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 167 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第6、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 お諮りいたします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

○議 長 これをもって、令和5年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、お疲れさまでした。

〔午前10時05分〕